

	<p>○ 利用者負担をどのような哲学で取ることにするのか、公費の部分について、どのような財源を考えるのか、全体の財源構成の中で考えていくことが必要なのではないか。</p> <p>◆ 仮に、何らかの統一的な利用者負担のルールを定める場合、低所得世帯や多子世帯に配慮した設定を行うなど、利用者負担を設定する際の考慮事項は何か。</p> <p>○ 生活保護や母子家庭といったような家庭でも、必ずしも減免措置がなされていない所もあるという状況があり、本当に必要とする家庭が保育料のために入れられないということも現実には起きている。</p> <p>○ 利用料については、どの程度までを利用者負担とするかという難しい側面はあるが、その時の収入状況や世帯状況等により一定の減額措置を講じる方法が現実的。</p>
<p>○ 財源・費用負担</p>	<p>◎ <u>放課後対策においてすべての子どもの健全育成を保障していくことや、確立した制度としていく上で、市町村が実施責任を果たす仕組みを強化し、また、サービス量の拡大を促進する仕組みとすることも必要であるが、このためには、費用支弁、財源保障を強化することが必要。</u></p> <p>◎ <u>現行、放課後児童クラブについては、事業主の拠出金を財源として地方自治体への補助を実施。小学校就学前の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、その実施は、現在の労働力の確保に資するものであること、量的拡大などを大きく図っていくために全体の財源規模を確保していく必要があることなどを踏まえる必要が必要。</u></p> <p>◎ <u>財源・費用負担を検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童手当勘定がなくなっても重層的な財源が確保されることが必要</u> ・ <u>国レベルでの財源規模の拡大が必要</u> <p><u>等の意見も考慮して検討することが必要。</u></p> <p>◆ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合うこととされているところある。</p> <p>放課後対策においてすべての子どもの健全育成を保障していくことや、確立した制度としていく上で、市町村が実</p>

	<p>施責任を果たす仕組みを強化し、また、サービス量の拡大を促進する仕組みとすることも必要であるが、このためには、費用支弁、財源保障を強化することが必要ではないか。</p> <p>◆ 現行、放課後児童クラブについては、事業主の拠出金を財源として地方自治体への補助を実施しているところである。小学校就学前の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、その実施は、現在の労働力の確保に資するものであること、量的拡大などを大きく図っていくために全体の財源規模を確保していく必要があることなどを踏まえる必要があるのではないか。</p> <p>○ 子ども手当が税財源だけで賄われて、児童手当の勘定がなくなると、今後どのようにシミュレーションすればよいのかも含めて、重層的な財源が確保されるような方向だけは、部会としてきちんと打ち出しておくべき。</p> <p>○ 就労人口の減少に伴う就労者の確保という視点、児童の健全育成の支援をするという点で、「放課後児童クラブ」の役割は今後重要度を増すとともに、需要も高まっていく。そこで、保護者の就労支援、子育て支援、児童の健全育成の観点からの施策が、少子長寿社会における雇用と労働に関する課題解決への貢献ともなることから、国レベルでの財政規模の拡大がまずは必要。</p>
<p>○ 放課後子どもプランの推進</p>	<p>◎ <u>就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、サービス提供を充実していくことの重要性に鑑みて、学校以外の場で行われる放課後児童クラブも含め、より一層の両事業の一体的実施又は連携の強化や児童館も含めた全児童対策と放課後児童クラブの関係を整理することが必要。</u></p> <p>◎ <u>一体的又は連携した運営を行った場合においても、就労家庭の子どもを対象としたサービスにおいては、生活の場の確保という機能が損なわれないようにする必要があり、以下の内容が確保されることが必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適切な指導員の配置（一定的実施の場合は両事業トータルとしての配置）</u> ・ <u>保護者の就労状況を考慮した開設日数、開設時間の確保</u> ・ <u>出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施</u> ・ <u>家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施</u> <p>◎ 放課後子どもプランの推進について検討するに当たっては、</p>

- ・ 両立支援として安全確認などの機能を確保した上で、地域の他の子どもたちとも遊べるようにすることが必要
 - ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の二つの良いところを取り入れ、どの子どもも参加でき、開所時間や開所日数も確保されている形を目指すべき
 - ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室はそれぞれ独立して実践を重ね、相互の特性を活かしながら連携していくべき
 - ・ 学校の教職員と放課後児童クラブの職員、放課後子ども教室の職員、保護者、地域住民がお互いに連携しながら子ども中心の放課後の望ましい環境整備を図るべき
- 等の意見も考慮して検討することが必要。

- ◆ 就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、サービス提供を充実していくことの重要性に鑑みて、学校以外の場で行われる放課後児童クラブも含め、より一層の両事業の一体的実施又は連携の強化や児童館も含めた全児童対策と放課後児童クラブの関係を整理することも考えられるのではないか。
- ◆ 一体的又は連携した運営を行った場合においても、就労家庭の子どもを対象としたサービスにおいては、生活の場の確保という機能が損なわれないようにする必要があり、以下の内容が確保される必要があるのではないか。
 - ・ 適切な指導員の配置（一定の実施の場合は両事業トータルとしての配置）
 - ・ 保護者の就労状況を考慮した開設日数、開設時間の確保
 - ・ 出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
 - ・ 家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施
- 放課後子どもプランが、単なる安全な活動場所の確保ではなく、教育と福祉の両方の機能が統合されたものであるという、新しい概念を打ち出すことが必要。
- イギリスのように学童保育という場を持ちながら、親が働いている働いていないに関わらず、非常に豊かに放課後に活動できるような場があることによって、学童保育だけが頑張らなくても、学童保育の子どもも豊かな放課後を得られるというやり方もあるのではないか。

- すべての子どもたちに放課後も安心して生活できるような環境を整えることがとても大事。同時に固有のニーズがある部分については丁寧に対応していかなくてはいけないのではないかと。「生活の場」をきちんと保障した上で、地域の子どもたちと遊べるような環境をつくっていくことが必要ではないか。
- 放課後子ども教室事業と放課後児童クラブ事業について、同じ場所で有機的に連携して実施することが有効と認識。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室が同じところでともに活動するのは大事だが、目的・機能等が異なるため、代替はできないので、一体的実施は困難だろう。放課後子ども教室は夏休みも毎日、朝から晩まで開くということを想定した事業ではないので、放課後子ども教室をもって放課後児童クラブのニーズに応えるのは困難。
- まず両立支援として親が帰ってくるまでの間をきちんとホールドしておく機能は十分に確保した上で、子どもたちも親がどのような状況であってもお互いが融合的に遊べるなど、それぞれの希望がかなうような自由度の高い設計が必要。
- 目先の数が足りないので、両立支援をまず重々視野に入れていくべきだが、向かっていく方向は二つの型の良いところ取り入れて、どの子どもも参加できるし、きちんと開所時間や開所日数も確保されているという形を、最終的には目指していく方が良い。
- 放課後子どもプランが民間の放課後児童クラブをつぶしている部分があると聞いている。全児童対策をやっているからといって、市町村が他の選択肢を狭めていくことがないようにしなければならないのではないかと。
- 「放課後児童クラブ」については、その機能を維持しつつ、量的、質的な拡充を行うことが必要であり、あわせて、全児童対策のための別の仕組みとして「放課後子ども教室」を展開し、相互の特性を活かしながら連携していく在り方を作っていくことが現実的ではないか。
- 「放課後児童クラブ」は、就労家庭の子どもの一時帰宅の場所であり生活の場であるということを考えると、「放課後子ども教室」と直ちに一体的に実施するよりも、それぞれ独立して実践を重ねつつ、双方の事業が互いのノウハウを活用したりするなど、それぞれの特性を活かしながら互いに連携していく方法が現実的。それぞれをできるかぎり小学校単位で設置し、学校や地域と連携を図りながら、様々な大人が子どもたちの育ちを支えていけるようなプランとなっていけば良い。
- 課題として、学校の校長をはじめとする教職員が、「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」両方への関心を持ち、

	<p>関与することが必要であるし、「放課後児童クラブ」の職員も、学校や「放課後子ども教室」との連携に意欲的に臨むことが必要であり、児童の保護者も相互に連携しつつ、地域の住民の協力を得ながら児童中心の放課後の望ましい環境整備に責任を担う活動の推進が求められている。</p> <p>○ 自治体においては、首長部局が教育委員会と密接な連携をもって、子どもの放課後の健全育成の取り組みを全庁的に推進していくことが求められるし、住民との協働の場づくりも課題。</p>
--	--

4-5 病児・病後児保育について

項目	論点及び意見
○病児・病後児保育の必要性	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ <u>病児・病後児保育は、働き方の見直しとの両輪で進めることを前提に、子育て世帯が就労継続する上でニーズも高く、セーフティネットとしての重要な役割も踏まえ、実施箇所数の拡充を図ることが必要。</u></p> </div> <p>◆ <u>病児・病後児保育は、子育て世帯が就労継続する上でニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割を果たしており、実施箇所数の拡充は不可欠な課題。</u></p> <p>○ 病気のときには親が休めれば休むというのが望ましいが、それがかなわないときのセーフティネットとして病児・病後児保育は必要。</p> <p>○ 小児科医が見るに見かねて赤字を出してやっているのが現状。そのまま放置することが適当ではなく、小児科が併設で安心して赤字を抱え込まないシステムを作る必要。</p> <p>○ <u>病児・病後児保育の在り方は、働き方の見直しとの両輪で進めていくということが重要。</u></p> <p>○ <u>非正規労働者は時間給であったり、不安定・不利な立場にあり、非正規労働者や不安定な雇用の方についても、子どもの病気のときには休める仕組みとすべき。</u></p>

<p>○病児・病後児のサービスの在り方</p>	<p>◎ <u>病児・病後児保育は、サービスの特性上、利用者の変動が大きく安定的な運営が難しい側面がある。</u></p> <p>◎ <u>病児・病後児の状況に応じた、受け皿の在り方、地域の実情に応じたサービス基盤の在り方、量的拡大が進みやすいような費用保障の在り方、利用者への利用保障の在り方について、実態を踏まえた検討が必要。</u></p> <p>◆ 病児・病後児は、子どもが病気の場合に利用するサービスの特性上、利用者数の変動が大きく、安定的運営が困難。</p> <p>◆ 実施箇所数が少ない中で、NPO による非施設型の取組等に一定の利用があり、受け皿不足を補っているが、公的補助の対象となっていない（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）</p> <p>◆ 病児・病後児の状態に応じた、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の保育所、特別な病児・病後児保育サービスそれぞれの受け皿の在り方、 ・ 地域の実情に応じたサービス基盤整備の在り方 ・ 量的拡大が進みやすいような費用保障の在り方 ・ 利用者へのサービス利用保障の在り方 <p>などについて、実態を踏まえた検討をさらに行っていく必要。</p> <p>○ 施設型・非施設型などいろいろある中で、病児・病後児は症状も多様であり、どうすれば、地域をあげて施設（病院）を中心に、最善のサービスの提供ができるのか、議論を深めていく必要。</p>
<p>○施設型と非施設型の役割</p>	<p>◎ <u>NPO等による非施設型の取組等も踏まえ、施設型、非施設型それぞれの役割、連携の方策（施設型と非施設型との連携、施設実施の派遣型、医師との連携）について、検討が必要。</u></p> <p>○ 利用率が低いという特質を考えると、施設型よりも非施設型がなじむという考え方もあるのではないか。</p> <p>○ 施設型が何十年と積み重ねられてきた領域であり、施設型か非施設型かという二者択一ではなく、両方がどのように連携していくのか、というのが現在の課題ではないか。</p> <p>小児科であれば、かかりつけ医のところに行くことも多く安心してできる。非施設型であれば、誰が来るのか分からない中でやることになる。補完的に非施設型も必要な場合もあると思う、むしろ小児科が併設で安心して赤字を出さずに取り組むことができるシステムが必要。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO のような非施設型・病児・病後児保育については、小児科の診療所も限度があるので、それを補完するものとしては必要ではないか。ただし、システムや医師との連携、保育者のスキル、利用している親の本音など、検証が必要。 ○ すべての子どもを施設型で対応できるようにするのは難しく、非施設型と施設型との連携が不可欠ではないかと思う。 ○ <u>非施設型の一形態として、施設実施の派遣型という仕組みがあるのではないか。親からすると、全く知らない施設にいくより、よく知っている保育士等が派遣される仕組みの方が安心。</u>
○ 医師との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の保育園でも、慢性疾患の方、障害を持っている方に手当が必要であり、そのためには、嘱託医がもう少し関わることができるシステムが重要ではないか。病児を扱う場合は、その上に協力医が必要。 ○ 小児科だけですべてやるという仕組みではなく、医療機関併設型の病児保育、保育所型の病児保育、体調不良児型など、それぞれの連携がうまく行けば、小児科だけに負担がかかるということはまずないのではないか。 ○ 普段の健康管理の観点から、保育所との連携を考えないと、緊急時のみの対応を考えるのは難しいのではないか。 ○ 非施設型との連携には、保育所併設型との連携での医師との連携が進むことが必要。保育所での医師との連携もままならない中では、現実的には難しい。 ○ 保育園型の利用率が低い理由としては、看護師が責任を持たされるため、看護師がやめてしまうことが要因としてある。「病児」「病後児」の区別は、その境目は誰にもわからず、意味がないのではないか。
○ 安定的な運営の確保	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ <u>利用見込みが立ちにくいという病児・病後児の特性を踏まえつつ、施設同士の連携、広域での実施などの視点もいれながら、安定的な運営が確保できる制度を設計することが必要。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病児・病後児という性質上、キャンセルが多く、稼働率が100%となることはない。稼働率が5割程度（あるいはそれ以下）という前提で、制度を設計するしかない。施設と施設を連携する、あるいは、広域でやるなど、考える必要がある。 ○ 公的資金の入り方としては、ある程度は成果に応じて支払われる仕組みとする必要があるのではないか。また、非

	<p>施設型については、クーポン・バウチャーのような形というのものもあるのではないか。</p> <p>○ 行政が責任を取らないマッチングの仕組みであるファミリー・サポート・センターで病児保育事業を行うのは、リスクマネジメントの観点から不適切。やるのであれば、医師との連携体制、専従コーディネーターの配備等、既存病児保育事業者との研修連携など、徹底すべき。</p>
<p>○財源確保</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 病児・病後児保育について、公費の投入が少なく、財政的に充当すべき。</p> <p>◎ その際、成果に応じて支払われる要素とともに、利用見込みが不安定であることを前提に検討すべき要素を考慮。</p> </div> <p>○ <u>小児科医が見るに見かねて赤字を出してやっているのが現状。そのまま放置することが適当ではなく、小児科が併設で安心して赤字を抱え込まないシステムを作る必要。(再掲)</u></p> <p>○ <u>病児・病後児保育について、公費負担95億円という極めて少ない金額しか投入されていない。財政的にもう少し充当すべき。</u></p> <p>○ <u>病児・病後児保育に限らず、児童手当が廃止になったときの事業主拠出金で運営されている事業について、きちんと財政を確保していただきたい。</u></p> <p>○ <u>公的資金の入り方としては、ある程度は成果に応じて支払われる仕組みとする必要があるのではないか。また、非施設型については、クーポン・バウチャーのような形というのものもあるのではないか。</u></p> <p>○ <u>病児、病後児保育が典型だが、成果(子どもの数)に応じた事業体系となると、職員の確保など難しく、事業の運営が困難。利用の見込みが不安定な仕組みについては、共通の課題として考える必要。</u></p> <p>○ <u>事業を継続していく上での運営の在り方について、財政的にもっと充当されれば、自治体も心強い。</u></p>
<p>○その他</p>	<p>○ <u>強毒性のインフルエンザが出現したときに、病児・病後児保育の果たす役割は大きい。その際の在り方について、一定の指標が必要であり、医療関係者の意見も聞きながら、検討をすすめておく必要。</u></p> <p>○ <u>インフルエンザのような事態において、病児・病後児のみならず、一般的な保育園におけるサービスの維持が重要。自治体全体で考える事業計画の中に保育所の機能も含めていく必要がある。</u></p> <p>○ <u>インフルエンザのことを契機に、親の仕事のために子どもが犠牲になるようなことはあってはならず、この国は何</u></p>

	<p><u>を大切にしていくなのか、をきちんと考えるべき。</u></p> <p>○ <u>社会的インフラとして、どうしても仕事をしなければならない人について、保育サービスをどうするか、を考える必要がある。</u></p>
--	---

5.6 すべての子育て家庭に対する支援について

項目	論点及び意見
○一時預かり	<p>◎ <u>一時預かりサービスは、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実させる必要。</u></p> <p>◎ <u>今後の需要の拡大が見込まれる中、多様なニーズに対応することができる仕組み（市町村実施、利用方式、給付方式等）について、就労のための利用、受け皿の拡大、多様な主体、多様なサービス提供方法について、検討が必要。</u></p> <p>◆ 一時預かりサービスは、親のリフレッシュや冠婚葬祭、就労など様々なニーズがあり、これらのニーズに即して個人がサービスを選択して利用するもの。多様な主体（保育所、NPO等）方法（施設型、訪問型）により、サービスが提供されている。</p> <p>◆ 多様なニーズに対応することができる仕組み（実施責任、利用方式、給付方式等）を総合的にどのように設計するか。以下の点を踏まえ、検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労のための利用については、公的保育サービスの枠組みによる対応を検討 ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、受け皿も大きく拡大 ・ ファミリー・サポート・センター等、他の代替サービスの位置づけ <p>○ 一時預かりは、大体早くからの予約で埋まっていて、週1、2回で働く人の定期利用が優先となっている。リフレッシュ目的や急な利用では、なかなか預かってもらうことができない。</p>

	<p>○ お金をかけて預けることに抵抗がある家庭もまだまだある。地域の仲間と預けあう関係を子どもが小さいうちに築ける場、母親仲間を作れる場も必要。</p>
<p>○すべての子育て家庭への支援</p>	<p>○ ファミリー・サポート・センターやひろばの活動を通じ、心配な家庭が見つかることが増えてきているように感じる。市役所は敷居が高いと感じている家庭が多く、そのような家庭をどうフォローしていくかが課題。</p> <p>○ <u>最近、ひろば型とセンター型と区別があいまいになってきている。センターではより専門性の高い業務を求められていたはず。今後の仕組みの在り方を検討する必要。</u></p> <p>○ 地域の人たちは、グレーゾーンとなる部分を担っているのに、例えば行政や要保護家庭の支援ネットワークに対して情報提供しても、一緒に対等に関わることができない。関わっていくことができるような仕組み作りが必要。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センターで車での送迎は、本来は認めていないが、現実には必要となる場合が多い。タクシーでは払えない家庭には厳しい。そのような隙間ができているということを理解いただきたい。</p> <p>○ ひろば型の拠点事業で働いている方については、扶養の範囲で働いている方がほとんど。ひろばにしてもファミリー・サポート・センターにしても、地域により活動の内容が少しばらつきがある。このため、様々なことを手を尽くして解決しようと思うと、人が足りないという状況。</p> <p>○ <u>公費を使った事業だけでなく、地域の互助型、共助型などの仕組みを含め、ネットワークとかコーディネートする仕組みが必要。</u></p>
<p>○児童館について</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ <u>児童館においては、児童の健全の育成のための事業に加え、地域の子育て家庭支援事業など、すべての子どもと保護者を対象に多様な活動を実施。</u></p> <p>◎ <u>遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館が担っていく事業や機能について、支援する枠組みを検討する必要。</u></p> </div> <p>◆ 国及び地方公共団体は、児童の健全育成に関する公的役割を担っている。</p> <p>◆ 家庭の機能の弱体化、地域のつながりの希薄化、子どもの安全に遊べる遊び場の減少等を背景に、子どもの内発的動機を尊重する自主的な遊びを通じた総合的な人格発達支援など、社会的支援の必要性が高まっている。</p>

- ◆ 遊びを通じた成長・人格発達支援を担うための施設として、児童館が位置づけられており、児童館においては、子どもの自主的な遊びを通じた健全育成を図るための事業とともに、地域の子育て家庭支援事業など、すべての子ども（留守家庭児童、不登校児童、発達障害のある子、被虐待児等）と保護者を対象に、多様な活動を担ってきている。
 - ◆ 遊びを通じた子どもの育成を基盤とした、児童館が担っていくべき機能や事業、そのために欠かせない職員の資質の向上を支援していくことを、新制度にどのように位置づけていくのか。
- 子どもを発達させる家庭の力と学校の中の人間関係の交流が途絶えていることがあるのではないかと。子どもは仲間によって人間関係の社会性を身につけていくものであり、家庭と仲間と学校とどのようにサポートしていくのかということが、今のすべての子育て家庭に対する支援に必要。
- 子どもにとっての「遊び」は、子どもの健全育成、発達の観点からも不可欠。子ども達は遊びを通じて、友達との人間関係、地域との関わり方等を学ぶ。児童館はその拠点として、中高生まで含めたすべての子どもの育成をしている唯一の施設であり、地域の町医者のような機能を持つべき。
- 児童館が多彩な活動をしているが、いろいろと他の事業と重なりがある部分もある。一つにはそれぞれに調整をすることが考えられる。また、児童館に集約して、児童館にお金をつけてサービスを提供するということもあると思う。どういう仕組みがよいか。
- 児童館は他の様々な事業と重なりを持っている。それぞれの独自性を前面に出した協働も可能だが、できれば児童館に集約してやっていけば、予算面でも削減につながるのではないかと。
- 例えば学童保育と児童館の棲み分けをどうしているのか。また、地域子育て支援センターという既にある事業との棲み分けをどうするのか。
- すべての児童館で学童保育ができることを目指したいと思う。また、子育て支援については、現在の助成金のスキームには当てはまらない子育て支援の事業を実施している児童館も8割に及ぶ。それらの事業もぜひ支援事業の一形態として統計数値の中にカウントをしてほしい。色々なところで事業をやれば、地域のニーズが吸収できるので、各

事業との重複については、各児童館の特徴を出してしっかりやっていけばよい。

- これらの遊びを支える児童館の活動は様々であり、子育て支援も含め、地域における様々な機能を有している。このような多機能な機能を持つ児童館において必要なコーディネートができるような職員が確保されるために、必要な費用が確保される仕組みが必要。
- いろいろな取組をする拠点性、地域性、多機能性は、児童館にとって大変重要。
- 児童館においても、児童は受け身ではなく、積極的に活動の担い手としての学びを児童館を通じてしているのではないか。
- 中高生にとっても、遊び場は意外と少なく、自分たちの居場所と同時に、年下の子どもや赤ちゃんの面倒を見ることは、子どもの発達にとって有効なことである。
- 公立の児童館の費用は一般財源化したことにより、地方交付税に算定基礎に含まれているが、実際には首長の考え方により、自由に使えるものとなっている。したがって、地方で児童館のために必要な予算が、目に見える形で確保できるような助成の形があれば、ずいぶん違うのではないか。
- 運営費は人件費部分については民間・公立もともに一般財源化。民間の整備費への補助は残っている。全体の児童館の数は横ばいだが、民間委託や民営化という形で運営形態を民間に写している状況。児童館自体の全体の整備をどう考えるかという議論も必要。